

令和5年 第5回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	-----	1
○ 出席者	-----	2
○ 説明のため出席を求めた者	-----	3
○ 議事録作成者	-----	3
○ 審議結果	-----	4
○ 会議の顛末（速記録）	-----	5 ~ 10

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和5年2月28日(火) 午後5時35分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第7号	「職務権限の特例」に関する意見具申について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ど も 未 来 部 長	山 元	昇
教育推進部副部長兼就学・給食課長 (就 学 担 当)	岩 脇	茂 樹
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 任	荻 野	裕 也
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 7	「職務権限の特例」に関する意見具申について	5.2.28	5.2.28	可 決

[開会 午後5時35分]

- 石田教育長 それでは、只今より、令和5年第5回川西市教育委員会（臨時会）を開会いたします。
- 本日はオンライン会議にて開催いたします。それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。
- 坂本委員、入室確認をお願いします。
- 坂本委員 はい、坂本です。入室しました。
- 石田教育長 治部委員、入室確認をお願いします。
- 治部委員 治部です。入室しました。
- 石田教育長 佐々木委員、入室確認をお願いいたします。
- 佐々木委員 はい、佐々木です。入室しました。
- 石田教育長 倉見委員、入室確認をお願いいたします。
- 倉見委員 はい、倉見です。入室しました。
- 石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。
- 本日は全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長
（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
- 本日は、議題に係る職員が全員出席でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしく
お願いいたします。
- では次に、日程第2、議案第7号「職務権限の特例に関する意見具申に

ついて」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
(的場)

それでは、議案第7号、「職務権限の特例に関する意見具申について」
ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいませでしょうか。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第
162号)第23条第2項の規定により川西市議会から意見を求められた
ことに対し、教育委員会の意見を具申するについて、川西市教育委員会事
務処理規則第10条第5項の規定により議決をいたさうとするものでご
ざいます。

提案理由をご説明いたします。

令和5年4月1日からの本市の行政組織の再編整備を予定しております
が、それに伴い、令和5年第1回川西市議会定例会において、川西市立図
書館、川西市公民館、川西市郷土館及び川西市文化財資料館の設置、管理
及び廃止に関する事並びに文化財の保護に関する事の事務を市長部局
に移管するため、市長により下記の議案が提出されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育委員会の職務権限が示
されておりますが、その職務権限の中のスポーツに関する事あるいは文
化に関する事は、既に平成20年に市長が管理執行することに改正して
おり、今回はそれと同様に図書館等の施設の設置管理及び廃止、そして文
化財の保護を事務の職務権限の特例を定める条例に加えようとするもので
あります。

その条例を改正する前に、議会版地方教育行政の組織及び運営に関する
法律により教育委員会の意見を聞かなければならないこととなっており、
そのため、4ページをご覧くださいませなのですが、市議会のほうから令
和5年2月27日付で議会から意見を求められたため、教育委員会の意見を
具申する必要があることから本案の提出に至りました。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げま
す。

石田教育長

説明は終わりました。質疑、ご意見等はございませんか。

以前、教育委員会協議会でもお話ししましたとおり、今回、こども未来
部と同じように社会教育に関する事、公民館、図書館、文化財に関する
事も市長部局に移管することになりました。協議会でもいろいろご意見
いただきましたが、もし何か質問があればお聞きいたします。

社会教育施設が市長部局に変更する際の考え方として、一つは今まで保

存がメインであった文化財が、活用にシフトすることです。それから、今後そのような社会教育施設をどのように維持していくのかについても、より計画的に迅速に行う必要があると考えていることです。それから、現在の社会教育は健康や福祉、自治などの市民活動と密接に関係していることから、教育だけで所掌するのではなく、市民活動を支援する市長部局に移管するのも妥当であると私は考えています。

ただ、移管するに当たって、教育委員会の所掌ではなくなったということではなく、教育委員会としても見守っていききたいので、今後協議会等で交流していききたいと思っています。

何かご質問、ご意見ありますか。はい、治部委員。

治部委員 市長は、この件に関してどのようなご意向で移管を進めているのでしょうか。

石田教育長 基本的には、先ほどもお話ししました特に第3点目ですね、社会教育活動は健康や福祉、自治などの市民活動と密接に関係していると、そのような場合に現在行われている市のいろいろな行政施策と社会教育施設が密接に関係していることから、移管という形になっています。

例えば、公民館は公民館としての機能だけではなくて、実は行政センターとしての機能も持っています。その点で、公民館という社会教育施設だけではなくて、行政センターという市の行政的な活動もしている建物になります。それらを一括して見ていきたい市長の思いがあるということです。はい、治部委員。

治部委員 例えば、図書館の場合はどうなりますか。図書館もその行政的な意味合いを円滑にするために、教育委員会から市長部局に移るというニュアンスがあるのでしょうか。

石田教育長 公共財として、特に教育とは関係が深い中央図書館ですが、基本的に考え方は公民館等と同じと思っています。

先ほどもお話ししましたように、移管しているということは、基本的にはその責任を市長が負われる形にはなるとは思いますけど、社会教育でもありますので、教育委員会としてもその活動は注視して、意見交流していききたいと思っています。

倉見委員 石田教育長、すみません。

石田教育長 はい、倉見委員。

倉見委員 先ほど始まる前に申し上げましたけど、画面を共有できますか。

石田教育長 はい、お願いします。

倉見委員 国で関係法令ができたときの附帯決議がありますが、ここに留意すべき事項が載っています。社会教育の政治的中立性とか、いろいろ書かれていますので、川西市でもこういうことに留意して、首長部局に移ってもこういうことが担保される仕組み、運営に心がけていただければと思います。

石田教育長 ありがとうございます。具体的な附帯決議を提示していただきましたので、この資料については教育委員会及び各教育委員にも配付させていただきたいと思います。ありがとうございます。

倉見委員 はい。

石田教育長 治部委員、手を挙げられていたと思いますけど、どうですか。

治部委員 今回移管することに対して、もしも何か子どもたちの教育に関して変わることがあるという予想があれば、その辺もご意見を聞かせてもらえればと思います。行政サービスが円滑になるのはよい面と思いますが、子どもたちの目線に立ったときはどのような変化がありますか。

石田教育長 これは難しい問題で、あまり子どもたちの学びに影響があると思っていないです。基本的には、決裁権や責任がどこにあるのかという部分で、教育委員会から市長に移っただけであると思っています。

だから、今まで続けていた社会教育施設との連携、例えば社会教育と学校教育、図書館でいえば中央図書館と学校図書館、公民館図書館の連携は、移管したからといってそれが縦割りになるのではなく、今までどおり、またはそれ以上に連携していく必要があると思っています。

具体的には子どもたちに渡している1人1台のタブレット、これは今、中央図書館の電子図書も見れるようになっていきます。こういったことが移管されることで見れなくなるとか、そういうことがないようには絶対していかねばならないと思っています。逆に言うと影響が出ないように連

携を引き続き行っていかなければならないと考えています。

倉見委員　　むしろ、首長部局に行くことによって、いろんな面での総合的な施策ができるというメリットがないと意味がないですね。

石田教育長　　そうですね。佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員　　連携していくと教育長は言われましたが、決裁権が移った後、教育委員会の意向や連携の程度、具体的にはどういった関わりを持って、どう教育委員会の言いたいことを伝えていける形になるのでしょうか。

石田教育長　　やはり一番大きいのは、総合教育会議と考えています。もちろん教育委員会協議会や懇談会の中で出た意見を、私、教育長が教育委員会を代表して市長に伝えることはしていきたいと思いますが、公開の協議や熟議の場面は総合教育会議になっていくと思っています。

それから、市長は、今後、市として教育をどういうふうに進めていくのか、教育大綱をつかっていきたいと言われてますので、その中で我々の意見をきちんと伝えて、大綱に教育委員会として社会教育施設の在り方を提言していく形にはなるかなと思います。

佐々木委員　　分かりました。ありがとうございます。

石田教育長　　ほかはよろしいですか。

倉見委員　　今後、首長部局で社会教育施設の在り方について議論する、例えば審議会や有識者会議などがあつたときには、必ず教育委員会からも何人か推薦で委員を出すなどしたほうがいいでしょうね。

石田教育長　　その辺についてはまた協議、提案してみるようにします。
そういった形で、何らかの形で教育委員がコミットしていく場面をつくっていく必要があるかなと思います。ご提案ありがとうございます。
また資料の共有は教育政策課を通じてさせていただきたいと思います。それではよろしいですか。
それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、可決されました。

以上で本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、第5回川西市教育委員会（臨時会）を閉会いたします。どうもありがとうございました。

[閉会 午後5時51分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和5年 3月 23日

署名委員 坂本 かおり

治部 陽介